

## 春日部市中間前金払取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、春日部市契約規則（平成17年規則第126号）第11条第2項の規定に基づき、公共工事に要する経費の前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 中間前金払は、契約金額が1件500万円以上で、かつ、工期が60日を超える土木建築に関する工事を対象とする。

### (要件)

第3条 中間前金払は、次の要件をすべて満たしている場合にするものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 当初の前金払が支出済みであること。

### (支払率等)

第4条 中間前払金の支払率は、契約金額の10分の2以内で市長が定める額とし、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

- 2 前項の規定による中間前払金の金額は、5,000万円を限度とする。ただし、工事の性質上市長が特に認めるときは、当該金額を増額することができる。
- 3 継続費等の2年以上にわたる契約における中間前金払は、当該継続費等の各会計年度の年割額に相当する部分の工事の金額に対してすることができる。
- 4 繰越明許費支弁の翌会計年度にわたる契約における中間前金払は、当初の契約金額の総額に対してすることができる。

### (中間前金払と部分払の選択)

第5条 部分払が認められている工事については、当該工事の受注者は、中間前金払又は部分払のいずれかを選択するものとする。

- 2 前項に規定する工事の受注者は、中間前金払・部分払選択届出書（様式第1号）を契約締結（仮契約を行うものについては、仮契約締結。以下同じ。）日の前日までに市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による届出については、契約締結後の変更はできないものとする。
- 4 市長は、継続費等の2年以上にわたる契約については、契約締結時に中間前金払を選択した場合であっても、各会計年度における年割額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて、当該会計年度末に部分払を行うことができるものとする。

(申請等)

第6条 中間前金払を受けようとする受注者は、中間前金払認定申請書(様式第2号)に工事履行状況報告書(様式第3号)及び工事写真を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、中間前金払認定申請書を受理した日から7日以内に、第3条に規定する要件を具備しているか調査を行い、その結果について、速やかに中間前金払認定(不認定)通知書(様式第4号)により受注者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による認定を受けた受注者は、中間前払金請求書(様式第5号)に保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証証書の原本、及びその写しを添えて市長に提出しなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 5 中間前払金の支払時期は、中間前払金請求書を受理した日から起算して14日以内に行うものとする。
- 6 中間前払金の支払は、受注者が第3項の保証証書に記載した前払金の預託金融機関に振り込むものとする。

(変更等)

第7条 市長は、中間前金払をした後、契約内容の変更により、契約金額に変更があった場合において、当初の契約金額に10分の2を乗じて得た額以上の増額が生じたときは、変更後の中間前払金の額に相当する額から既に支払った中間前払金の額を差し引いた金額の範囲内の額を中間前払金の額として追加して支払うことができる。この場合において、中間前払金の申請及び支払いの方法は前条の規定を準用する。

- 2 中間前払金の支払を受けた者は、変更後の契約金額が当初の契約金額より減額した場合においては、既に支払を受けた前払金の額と中間前払金の額が変更後の契約金額の10分の6を超えたときは、その超過した額を契約変更の締結をした日から30日以内に返還しなければならない。ただし、市長は、この項に規定する期間内に第5条第4項の部分払を

するときは、その支払額からその超過額を控除することができる。

- 3 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが中間前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、市長と中間前払金の支払いを受けた受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、契約金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、市長が返還すべき超過額を定め、中間前払金の支払いを受けた受注者に通知する。

(使途制限)

第8条 中間前払金は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料として必要な経費以外の経費に充てることはできない。

(返還)

第9条 中間前払金の支払を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、中間前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 中間前払金を前条に規定する経費以外の経費に充てたとき。
- (2) 契約を解除したとき。
- (3) 受注者の責めに帰すべき理由によって、契約履行の進捗が著しく遅延したと認められたとき。
- (4) 保証契約を解除したとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、中間前金払に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(春日部市中間前金払取扱要綱の廃止)

- 2 春日部市中間前金払取扱要綱（令和5年3月30日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。